

## LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

島根県農業協同組合LPガスセンターは、LPガス業界の商慣行を見直しする主旨で令和6年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」につきまして、引き続き法令やガイドラインを遵守します。

LPガスが組合員・利用者様に信頼されるエネルギーとなるよう安心安全の確保やサービス向上にむけて、これまで以上に努めていきます。

### 【取組み内容】

1. 私たちは、正常な商慣習を超えた利益供与およびLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約の締結は行いません。
2. 私たちは、LPガス料金の三部料金制（基本料金・従量料金・設備料金の区分）を実施し、適切なLPガス料金でお客様のニーズにお応えするとともに、充実したサービスを提供していきます。
3. 私たちは、組合員・利用者様はもとより不動産会社等に対し、積極的にLPガス料金等の情報提供を実施します。

令和8年4月1日  
島根県農業協同組合